

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、令和2年美浜町議会第3回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。

3番、谷口議員から欠席届の提出があり、本日の会議は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、8番 森本議員、9番 繁田議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は、以上です。

本日までに受理した要望書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和2年美浜町議会第3回臨時会に上程いたしました、議案2件について提案理由を申し上げます。

議案第1号は、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、人事院が令和2年の国家公務員の一般職の給与について、人事院勧告を

行ったことによるもので、当町職員の給与については、国家公務員の一般職の給与に準じていることから改正するものでございます。

改正内容は、給料については、民間との格差が極めて小さいことから改定は行わず、期末手当の支給月数を0.05月分、引き下げるものでございます。

議案第2号は、令和2年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億10,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を52億90,650千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

地方交付税、普通交付税は財源調整によるものでございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金は実績見込みにより追加するものでございます。本年10月末現在でのふるさと納税寄附金は、2億28,320千円で、前年の同月末と比較しますと2億9,900千円の増加となっております。非常にありがたく思っているところでございます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費は、ふるさと納税寄附金の増加によりふるさと納税返礼及び事務手数料を追加するものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案2件について提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院が令和2年の国家公務員の一般職の給与について人事院勧告を行ったことによるもので、当町職員の給与については、国家公務員の一般職の給与に準じていることから改正するものでございます。

改正内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

お手元の新旧対照表もご参照ください。

美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第1条関係では、第26条第2項の改正は、令和2年12月の期末手当について「100分の130」を「100分の125」に、第3項の改正は、再任用職員の期末手当についての読替規定の改正でございます。

第2条関係では、第26条第2項の改正は、令和3年度以降の期末手当について「100分の125」を「100分の127.5」に、第3項の改正は、再任用職員の期末手当に

ついでに読替規定の改正でございます。

附則については、それぞれの改正の適用日でございます。

以上で細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） 細部説明では言いませんでしたが、過日、全協で説明あったときに、民間企業より多くなるので下げると、人勸からそういうふうに言われましたのでという話がありました。であるならば、その民間企業どこかで聞きませんけれども、その民間企業の対象が、年齢が幾つで、支給額が何ぼで合わせて、うちの町職員の支給年齢を合わせてとれば、下げなければうちの職員の冬のボーナスは幾らになるんですか。お示ください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、民間との給与の格差についてでございます。ボーナスにつきましては、約1万2,000の民間事業所を対象としまして調査のほうを、人事院のほうで行ってございます。

民間の支給割合が4.46月、公務員の支給月数が4.50月といったところで、公務員が高い結果でございました。それで、人事院のほうは0.05月分の引下げを勧告したところでございます。

続きまして、月例給の改定です。今回は、改定は行わないことになっておりますが、民間との給与と比較した結果ですけれども、民間と公務員では164円公務員のほうが高いといった結果となりました。しかし、金額のほうは極めて小さいということで、今回は月例給の改定を行わないという人事院からの勧告となっております。

当町の職員についてですが、給料表でいきますと1級から6級の職員がおります。6級の職員では、年収ですけれども、24,056円のマイナス、5級の職員で21,986円のマイナス、4級の職員で19,184円のマイナス、3級の職員で16,642円のマイナス、2級の職員で11,605円のマイナス、1級の職員で9,909円のマイナス、平均しますと、美浜町の職員では15,964円の年収でマイナスとなることとなります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 結構なご答弁をいただきました。私が言っているのは、民間と比べて、あなたたち給料、ボーナスたくさんもらっているんですかと言っているんです。隣の御坊市と比べても、我々議員でも半分以下ぐらいしかないんですよ。あなたたちも少ないはずですよ。同じパーセントというならば、随分と少ないんじゃないですか、市と比べても。ここで、民間企業を持ってきたらもっと少ないはずですよ、もともと。それを、下げよと言われて、はい下げますなんて、それでええんかな。国はね、こんなマスクで何百億、

GoToトラベルで何百億、GoToイートで何百、合計何千億も使って、金、使え使えと言っているんですよ。それを、給料下げて使わないようにするって、逆行してるん違うんですか、時代に。言うてる国も国ですけれどね、時代に逆行していません。金使え、使えて今言ってるんですよ。新型コロナウイルス感染しなさい、しなさいとやっているんですよ、国も。まるで、下げようかって、やっていること逆、違います。人勧の言うことね、自分ら0.5、1下げても、あなたたちよりずっと多いよ。人勧の職員。職員か、アルバイトか、パートか知りませんが、GoToトラベルで、日雇いの、民間からだって1日50千円もらっているんです。20日1,000千円になる。えらい時代に逆行したことをすると思うんですよ。町長いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

職員にとりましたら、本当に高野議員に、そういうことを言っていただいてありがたいなというふうに思っていると思います。ただ、やはり、国の職員も県の職員も同じように、こうやって人勧に基づいて下げる方向ではいっております。私どもも、やはり、民間の方に比べたら、高野議員は大企業とか、そういうことを言っておるかと思いますが、やっぱりこの町内の民間企業の方を見ましたら、やっぱり私たち多く頂いてるのかなという思いもあります。やはり、身を切るという考えも必要でございます。職員の士気をほんとうに下げることのないようにしていかなければなりません、致し方ないという考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 提案ですけれども、こんなことのために9プラス1に、皆さん上げたらどうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） ご意見ありがとうございます。

やはり、住民感情といたしましたら、なかなか難しいことでございますので、これは、やはり、私たち公務員も自分たちで身を切るという思いを、今、まさにこのコロナ禍でありますので、そういう思いでやっていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 期末手当を変更することに提案なんですけれども、どうしてね、期末手当を職員に当てはめて削減するというにすることなのか、その理由をお聞かせください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

ボーナスにつきましては、期末勤勉手当ということで、期末手当と、勤勉手当と二通り

ございます。今回、人事院のほうから勧告が出たのが、勤勉手当ではなくてですね、期末手当を0.05月分の減額といったところでございます。

なぜ、期末手当の減額かといったところですけども、人事院からそういった理由については発表のほうはされておりませんので、私どもも、把握のほうはできておりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、主体的に我が町としてどうやというふうな判断ではないわけですね、あくまでも人勧ということで考えてやっているということでもありますね。職員の実情に合わせて検討することはしないということになりますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

当町の給与関係につきましては、あくまでも人事院勧告に基づいて、国の国家公務員にも準じた形で行っているところでございますので、このような改正となるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 単純な質問です。この新旧対照表で表の右側、現行、第1条関係で現行、第2条関係でも現行。数字が違うのは何でかな。よく、理解不足で分からないので。ただ、条例の中に第2条関係は来年の4月1日以降からということなので、第1条で、この数字が変わって4月1日以降は100分の130が100分の125になって、それが4月1日からは100分の127.5と、2.5復帰するという理解でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

第1条関係、新旧対照表の上段の改正につきましては、12月支給の期末手当についての改正でございます。下段の第2条関係の改正につきましては、令和3年度以降の期末手当についての改正となっております。

支給割合についてですけども、今回の令和2年度の期末手当については、現行の1.30が1.25と。令和3年度以降につきましては、期末手当は6月、12月ともに1.275となっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） なっているというか、1.25に、0.05下がったけれども、令和3年度には0.025増額するというのでいいんですか。違うの。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

令和2年度、令和3年度ともに、0.05月分の減額でございます。年間でいきますと、

よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ちょっと確認なんですけれども、この会計年度職員というのは、ここには当てはまるのかということなんですけれども、それをお聞かせ願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の人勧についての給与条例の改正につきましては、会計年度任用職員についても対象となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そしたら、この会計年度任用職員も当てはまるということなんです。随分厳しい形になるかと思うんですけれども、どうして、会計年度任用職員も、この美浜の職員ということの実態として当てはめられてしまうのか。先ほども、人勧に準じてということでお聞きしましたけれども、やはり、それではいいことないんじゃないかというふうに思うんですけれども、あくまでも、会計年度任用職員の現在の置かれている状況を踏まえるべきではないかと、その辺のところの考え方はいかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

会計年度任用職員の給与の条例もでございます。その中の規定で、一般職に準ずるというふうになってございますので、今回の人勧の期末手当の改正につきましては、会計年度任用職員についても対象となるといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 和歌山県のほうでの対応については、会計年度任用職員に関わって、今回の人勧の関わりではどうなっていますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

和歌山県のほうは、和歌山県の人事委員会の発表に基づいて今回の給与条例の改正を行うといったところでございます。県内では、人事委員会を置いているのが、和歌山県と和歌山市といったところで、それ以外のところにつきましては人事委員会を置いていないといったところで、国の人事院勧告に基づいて給与条例の改正を行うといったところでございます。

和歌山県の会計年度任用職員についての期末手当については、ちょっと手元に資料がございませんので、どういった勧告、また、和歌山県のほうで、どういった条例になっているのかといったところも把握のほうが必要であると思います。あくまで、当町の会計年度

任用職員につきましては、当町の会計年度任用職員の給与条例に基づいて支給のほうを行っているといったところでございますので、今回の人事院勧告に基づいて期末手当の減額を行うといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 反対の、ついでに討論をさせていただきます。

今回、期末手当の引下げということでありまして、人事院の勧告では、確かに12月支給分の期末手当1、3月の支給0、05月分減給し1、25月とすると、令和3年度に支給割合も変更するようにも勧告しています。それに基づいての条例改正の提案ですが、しかし、現在の職員の生活の状況はどうかというところで、今年度は昨年10月からの消費税の10%の引上げによる影響も大きくありました。消費に随分影響を及ぼして、生活への状況も厳しくなっています。コロナ禍での勤務の状況ですけれども、精神的負担を抱えながらも、コロナ対応での工夫とか配慮しての勤務の評価がある。そういう中で奮闘されている。そんな状況の中でのやっぱりこの引下げというのは非常に問題がある。期末手当自身は生活給としての性格の強い意味も持っているとは考えていますが、そういった観点、そして、公務労働での賃金の引下げは、民間の次の労働での賃金の引下げにつながっていくと大体見られています。

そんなところから、現在の今回の条例については反対をいたします。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 賛成の討論をいたしたいと思っております。

先ほど来から、理事者側の説明にもありますように、美浜町職員の給与に関しましては、国家公務員の一般職によると、それを準じて、そもそもが、そういうことでの給与でありまして、給与条例、支給方法等々全てであります。美浜町唯一の行政庁としましては、法にのっとって粛々と、その今までの法にのっとってそのとおり行政を進めていく、これが一番大事なところでございます。

また、いろんな観点からいろんなご意見もあろうと思いますが、それを変えるというのであれば、その変える手法をまずもって行った後に、給与額について等々という話があつてしかなるべきだろうと思っております。現状では、美浜町職員の給与に関しては、国家公務員の一般職の例によるということになっておりますので、そこを逸脱するというのは、法治国家としていかなものかというような考えもございまして、私は、この提案されている議案に関しては賛成といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 反対です。

議員の期末手当はともかく、職員の期末手当、決して高いものではないと思っております。さらに、人勧の言っていることに町が従わなくてもペナルティはないと聞いております。

そこでね、大企業と同じくらいもらっていきゃあ、それはいいですよ。この時代ですから、分からないこともない、下げるのは、分からないことはないけれども、決して高い期末手当もらってるわけじゃないでしょう、民間企業より。よその市や県の職員や、比べてどうですか、低いでしょう。同じくらいなら同じにしたらええ。下げようと言われれば、みんなまで下げればいいと思う。決して高くもない期末手当で下げる必要はないと考えています。以上です。

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第8号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億10,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を52億90,650千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税90,000千円の減額は、財源調整によるものでございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金3億円の追加は、当初予算において1億円を予算計上していましたが、実績見込みにより追加するものでございます。主な要因は、県内の各市町村と協定を結び、返礼品の拡充が図られたことなどによるものでございます。

次に歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費2億10,000千円の追加は、ふるさと納税寄附金の増加により、ふるさと納税返礼及び事務手数料を追加するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） すごく増えましたね。町長も職員さんも努力のたまものやと思います。

ちょっと改めて仕組みのほうを、例えば返礼品が30%だとか、これがこうだとか、こんだけ入るんだとかという仕組みと、最近よく言われている、その仕組みに付随して、付随はしていないかも分からないですけど、ワンストップ特例というのが、よく報道でもさ



れております。この説明、まずは2点、ちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、仕組みということですが、仮に10千円の寄附をいただきました。その内訳といたしまして、返礼品で3割、事務手数料、送料で2割5分、残りの4割5分につきましては、町の実質的な収入となります。

続いて、ワンストップ特例申請についてでございます。

寄附を頂いた方につきましては、寄附金控除を受けられるのが確定申告をする場合と、もう一つがワンストップ特例申請でございます。

ワンストップ特例申請というのはですね、確定申告をせずに寄附金控除を受けられるといった制度でございまして、翌年度の住民税から控除されるといった制度でございまして、簡単に申し上げますと、確定申告が不要となるといった制度でございまして。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） よく分かりました。

この3億になりそうやという、なっているんですかね、数字なんですけれども使い道ですね、何かお考えなどございましたらお願いしたいのと、それともう一点、今これすごい実務量やと思うんですよね、その部署によっては。今やったら総務課ですか。この実務、例えば、残業とかもかなり増えているかとは思いますが。この実務負担というのは、今後、もっと増える、増やそうとしておられるわけですから、この辺の今後というのはどうしてお考えなのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

1点目の質問の使い道はといったことですが、まず、最近の寄附金の金額ですが、11月25日現在で、寄附金の額が3億43,164,500円でございます。寄附金の件数が5万4,417件といったところでございます。昨年度と比較しまして非常にふるさと納税が好調であるといったところでございます。

この使い道についてといったことですが、今年度につきましては、一つ例を挙げます、財政調整基金についてです。令和元年度末の財調の残高が10億80,000千円でございます。令和2年の当初予算で2億円の取崩しを行っております。その後、コロナの関係等々で70,000千円の取崩しといったところで、現在の残高が8億10,000千円となっている状況でございます。

担当課といたしましては、財政調整基金が非常に少なくなっているといったところ。今年度のふるさと納税については、一旦は財政調整基金のほうに積立てをしていきたいというふうに考えてございます。

2点目の質問の実務量はといったところですが、件数を、先ほど答弁のほうをさ

せていただきましたけれども、5万件を超えております。日々、総務政策課の正職員が6名会計年度任用職員が2名、計8名なんですけれども、全職員、ふるさと納税の事務を行っているといったところでございます。日々の業務もでございます。夜残ってですね、残業のほうをしているところでございます。

で、なぜ、こういったことで残業のほうをしなければならないのかといったところなんですけれども、ワンストップ特例申請というのが非常に多く来ているといったところで、そういったことで申請の受付、入力作業、それに伴って寄附者に対しての申請書を受けた受理書の送付、また、各自治体のほうへはeLTAXということで、データのほうの送信もしなければならないといったところで業務のほうを行ってるわけなんですけれども、何分、システム化がまだされておられません。エクセルで管理したりとか、そういったところで、まあ言えば手作業でやっている状況でございます。

来年度以降については、そういったところをシステム化できるような形でやっていければなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 今お聞きして3億40,000千円でしたっけ、このペースでいけば、この今12月というのは、結構いっぱい来ると言うんですね。それで、3億40,000千円に一気に跳ね上がったと思うんですけれども、今後、4億、5億、6億となってきますと平常の月でも恐らくすごい仕事量になってくると言うんですね。今、総務課長が言わはったようにシステム化していくということですが、やっぱりこれは、早急に早うせんと職員のマンパワーだけではもう不足になってくる可能性もあるんですね。増やさなあかん、増やさなあかんということが、一気にここまでなったので、それは驚きもあるんですけれども、町長、やっぱり今後ね、早急にこれをしてやらんと職員がね、もたんようになってくるとお思いますので、一回、その辺、町長どんなお考えかお聞きします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

本当に、毎晩残って作業していただいておりますので、課長とも相談しまして早急にシステム化できるような体制に持っていきたいとは思っておるところでございます。使い道につきましても、一旦、台帳に積み上げますが、やはり寄附していただいた皆さんのほんとうにご厚意にお応えするためにも有意義に使っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 先ほどの、ちょっとお聞きしたいんですけれども、ワンストップ特例の件なんですけれどもこれは全て、寄附者のほうのことをちょっと教えてほしいんです。

仮に、ここの行政のところへ10個も20個もということはないと思うんですけれども、

仮に、その寄附者がワンストップ特例で何も確定申告、幾つしてもええんかなど。私、一応5つと聞いているんですけども、やはりその辺、それ以上というたら確定申告をしていかななくてはならないと、それは変わらないということによろしいですか、確認です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件、事務局長が朗読します。

○事務局長（井田時夫君） 発議第3号

令和2年11月27日

美浜町議会議長 谷重幸様

提出者 議会議員 谷進介

賛成者 議会議員 碓井啓介

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 期末手当の支給については、美浜町職員の給与に関する条例（平成7年条例第4号）の適用を受ける職員の例（美浜町職員の給与に関する条例第26条の2及び第26条の3の規定を除く。）による。この場合において、期末手当の算定の基礎として加算する額は、報酬の月額に100分の10を乗じて得た額とする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（谷重幸君） 本件、提案書の説明を求めます。谷進介議員。

○7番（谷進介君） 提案理由を申し上げます。

本案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例のうち、期末手当に関する条文を整理するものであります。

直近数回の議会議員の期末手当についての改正時においても、第6条に定める一般職の例によるという委任規定もあることからか、本会議においては、いずれも美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同種の事件として、一括議題となされ議案審議をしてきたこと等を勘案し、実情における整合性を高めたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、発議第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年美浜町議会第3回臨時会を閉会します。

午前十時十六分閉会

お疲れさまでした。